

いては、同法の技術上の基準のほか、条例の規制が及ぶものであること。

なお、改正準則第七条の二の「サウナ室に設ける放熱設備」とは、電熱器等を熱源とし、高温低湿の空気を利用して熱気浴を行なうための設備をいうものであること。

(3) 改正準則第三十八条第三項の屋上広場の設置については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百六条第二項の規定が適用されるので、この規定は、屋上広場の維持管理に関し適用されるものであること。

(4) 改正準則第二十四条の空地の管理についての規定は、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第三条の規定に基づく屋外における措置命令により担保することができるものであること。

なお、空地については、当該空地に枯草等の燃焼のおそれのある物件が放置されている場合に火災の発生または延焼の危険が大きい市街地等における空地に限定して運用されたいこと。

14 改正準則第四十七条の規定は、昭和四十二年の消防法の改正により圧縮アセチレンガス等の物質についての届出義務が法律で定められたことによるものであること。

現在のところ火災予防または消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で、政令で定めるものは、圧縮アセチレンガスおよび液化石油ガスのみであるので、その他の物質については消防法第四条の資料提出命令等により、当該物質の掌握に努められたいこと。

○改正火災予防条例準則の運用について

（昭和五十四年十一月二日 消防予第二百二号
各都道府県消防主管部長あて 消防予防救急課長）

〔改正経過〕 平成一三年 三月 消防予第一〇三号

消防危第 五三三号

標記については、さきに次長通達「市（町・村）火災予防条例準則の一部改正について」（昭和五十四年十月一日づけ消防予第八十二号）をもつて示したところであるが、その運用については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管下市町村を御指導願いたい。

記

第一 火を使用する設備及び器具並びにその使用に際し火災の発生のおそれのある設備及び器具について

1 改正後の火災予防条例準則（以下「改正後の準則」という。）において、液体燃料を使用する設備及び器具並びにその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備及び器具（以下「設備及び器具」という。）を設置する場合、周囲から離すべき距離を別表第五及び別表第六において定めている。この距離は、消防庁をはじめとする関係省庁、関係機関等の委員で構成される「燃焼機器類の設置基準等に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、石油燃焼機器のうち、小規模事業所等で多く使用されている入力六万キロカロリー毎時未満のもので、かつ、機器本体の安全性が確認されたものについて研究、検討された結果まとめられた設置基準を基として定めている。このことから、改正後の準則別表第五及び別表第六に掲げる距離を適用することができる設備及び器具は、原則として日

本工業規格に適合する製品又は火災予防上これと同等の安全性を有すると認められる設備及び器具並びに消防機関等の公的機関により安全性が確認された設備及び器具であり、その他の設備及び器具は、改正後の準則第十七条の二及び第二十二條の二の規定を適用し、別途基準を定める必要があること（本通知6参照）。

2 設備及び器具の周囲については、次によるものであること。

(1) 改正後の準則中「これと類似する仕上げをした建築物等の部分」とは、たとえば表面が不燃材料で仕上げたものであつても(2)に該当する防火構造より防火性能の低いもので、可燃性の下地の炭化等により着火の危険性のあるものをいい、例えば、ステンレス等の金属板又はガラスウールあるいはきわめて薄い石綿スレート板でそのみで仕上げを行ったもの等が該当するものであること。

(2) 改正準則中「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八條第二号に規定する防火構造（同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第二号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）と同等以上の防火性能を有するものであること。

3 設備及び器具の周囲が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第七号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第百八條第一号に規定する防火構造（同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第一号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）の場合は、改正後の準則別表第五及び別表第六に掲げる距離を確保する必要はないが、設備及び器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油もれの有無等が容易

に点検できる距離を確保する必要があること。

4 湯を使用する形態の設備及び器具で入力一万キロカロリー毎時をこえる設備及び器具については、改正後の準則第八條の二の規定を適用するものとし、入力二万キロカロリー毎時以下の設備及び器具については、改正後の準則第八條の規定の適正を受けられるものであること。

なお、「改正火災予防条例準則の運用について」（昭和四十八年二月二十六日づけ消防予第三十三号。以下「四十八年予防課長通達」という。）の第二の4の前段については、その効力を失うものであること。

5 改正後の準則中「防熱板」とは、次のものをいうものであること。

(1) 金属以外の不燃材料の防熱板

厚さ〇・三cm以上の石綿スレート板若しくは石綿パライト板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもので、可燃物と防熱板の間に通気性のよい一cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

ただし、設備及び器具の上方に設置する防熱板並びに液体燃料温風暖房機、液体燃料温水ポイラー及び給湯湯沸設備の側方に設置する防熱板については、可燃物に密着して設置できらるものであること。

(2) 金属製の防熱板

ア 普通鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように補強された厚さ〇・五mm以上の普通鋼板で、可燃物と防熱板との間に通気性のよい一cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

イ ステンレス鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように

補強された厚さ〇・三mm以上のステンレス鋼板で、可燃物と防熱板との間に通気性のよい一〇cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。

6 削除

7 改正後の準則中第三章第一節及び第二節の規定は一定の条件を予定して定められた画一的基準であり、今後新しく開発される設備及び器具に対してそのまま適用することが適当でない場合が考えられるほか、周囲の状況等によつても同様のことが考えられる。

このことから、改正後の準則第十七条の二及び第二十二條の二の規定は、これらの基準の適用に際して特例が認められる旨を規定したものであり、これに関連して改正前の火災予防条例準則第八条の二第二項、第十一条第四項、第十八条第一項第五号ただし書及び第十九条第一項第二号ただし書の規定は、削除したものであること。

本規定の特例を適用する前提としては、あくまで物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、抽象的、主観的な要素は、特例適用の要件とはなり得ないものであること。

また、消防長（消防署長）が、この規定を適用する場合は、具体的な指導基準の設定等により、認定の客観性及び統一性を確保する必要があるものであること。

特に現行の日本工業規格の適用を受けない新しい形態の設備及び器具が開発され特例的な取扱いを必要とするケースが考えられるが、この場合は、実験データ等を添えて消防庁に個別に照会願いたいこと。

なお、四十八年予防課長通達の第二の6及び「火災予防条例

準則第十一条第四項のキュービクル式変電設備について」（昭和四十八年十二月五日づけ消防予第百七十五号）については、改正後の準則第十七条の二に基づくものとして取り扱うこと。

8 削除

9 気体燃料を使用する設備及び器具についての設置基準については、現在検討が進められているので、この成果を待つて火災予防条例準則の改正を行う予定であること。

第二 特殊可燃物について

1 合成樹脂類の範囲、数量の算定及び貯蔵取扱いについて（別表第四関係）

合成樹脂類の範囲、数量の算定及び取扱いについての運用は「消防法施行令の一部改正に伴う運用について（通知）」（昭和五十四年十月二日づけ消防予第百八十四号）と同様であること。

2 作業中の防火管理について（第二十八条第一項関係）

溶接作業等に溶断作業が含まれることを明確にするとともに、当該作業を行つてはならない場所を引火性又は爆発性の物品の附近であつたのを可燃性の物品の附近に拡大し、合成樹脂類が置かれている場所で溶接作業等を行つてはならないこととしたこと。

3 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準について（第三十四条第五号関係）

(1) 合成樹脂類の製造工程の実態等を考慮して、合成樹脂類を集積する場合は五百平方メートル以下ごとに区分して集積し、当該集積面積に応じて次表のように集積単位相互間の距離を保有することを定めたものであること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、集積単位相互間の距離を緩和す

ることができることとされているが、この場合の防火上有効な措置を講じた場合とは、ドレンチャイプ設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている場合をいうものであること。

集積単位面積	集積単位相互間距離
一〇〇平方メートル以下	一メートル以上
一〇〇平方メートルを超え三〇〇平方メートル以下のもの	二メートル以上
三〇〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以下のもの	三メートル以上

(2) 合成樹脂類の集積面積を五百平方メートルを超えて認めることは考えていないが、管内の実態からどうしても無理があるときは、それに応じて必要な修正をすることもやむをえないこと。その場合でも、一定の期間に限定できないかを検討するのが望ましいこと。

(3) 合成樹脂類を取り扱う場合は、延焼危険性を考慮し貯蔵場所とは不燃性の材料で区画することとしたこと。この場合の不燃性の材料による区画は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のほかこれに類する防火性を有する材料で区画してもさしつかえないものであること。

また、ただし書については、(1)に準じた措置をいうものであること。

(4) 別表第四で定める量（以下「指定数量」という。）の百倍以上の数量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合、当該室の壁及び天井を難燃材料以上の材料で仕上げた室内で行う

こととしたこと。

現に存する建築物（新築、増改築等の工事中のものを含む。以下4において同じ。）の屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについて、第二十四条第五号ハの規定は施行日より起算して二年間の経過措置をおくこととしたこと（附則第二項）。

4

消防機関への届出（第四十六関係）

現在、合成樹脂類の貯蔵や、製造・加工等の作業が比較的小規模な施設で行われること。合成樹脂類が燃焼した場合の危険性を考慮して、指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合には消防機関に届出ることとしたこと。

この場合、現に存する建築物については「あらかじめ」とあるのを「定められた日から三十日以内に」と読みかえることとしたこと（附則第三項）。